

## 公民館情報

### 埴 雲峰なめがた大使から寄贈された書道作品の展示

書道家でなめがた大使でもある埴 雲峰さんが麻生公民館に書道作品を寄贈されました。作品は「森羅萬象皆師友」で「世の中のありとあらゆるものが、師であり、友である」といった意味になります。自らの人生を豊かに、生きがいのあるものにしていくための生涯学習を進めていくにふさわしい言葉であります。作品は麻生公民館1階ロビーに展示されています。このほか、麻生庁舎の階段踊り場、北浦公民館等にも展示されていますので、ぜひご鑑賞ください。



### 第16回行方市輝く未来展展示および表彰式を実施

2月27日(日)から3月6日(日)まで、麻生公民館体育室にて第16回行方市輝く未来展、絵画の部281作品、書の部80作品の展示を行い3月6日に麻生公民館大ホールで受賞48作品の表彰式を行いました。「未来・夢・こころ」を感じられる素晴らしい作品でした。また来年度も多数の作品応募をお待ちしています。

【問】 麻生公民館 ☎ 0299-72-1573  
北浦公民館 ☎ 0291-35-3777  
玉造公民館 ☎ 0299-55-0171

## 行方の埋蔵文化遺産と出土物 1

### 於下貝塚

場所：行方市於下字羽黒平・東坊



令和4年度の市報行方では、埋蔵文化遺産を巡る旅を1年間に渡りお送りします。

実は、行方市内には貝塚、古墳群、城跡などさまざまな種類の埋蔵文化財が点在します。

古くから人々が集落を作り、生活を営んでいたであろうと思われる行方の台地には、大小15以上の貝塚があり、さまざまな埋蔵物が出土していますが、その中からまず第1回では、「於下貝塚」をご紹介します。

平成元年(1989)に行われた「於下貝塚一部発掘調査」では、主に土器、石器、骨角器、貝製品、土製品、自然遺物などが出土しました。出土物の内容からこの貝塚は、縄文中期以降に形成されたと考えられています。

写真に写っているのは、縄文式土器の一部、食料とした巻貝(アカシ)やハマグリ(アマガリ)の貝殻、獣骨(鹿の下顎骨)ですが、ハマグリにはヘリを加工して刃物として使った痕跡があります。

貝塚に廃棄されたものは貝殻が主ですが、中には獣骨や土器の欠片を活用した道具が混在しており、釣り針も出土しています。このことから、当時の人々が漁労を行っていたこと、木の実等をすりつぶすための石器も出土していることから、野山や海(※)から食料を調達していたことがわかります。

(文責：行方市教育委員会生涯学習課)

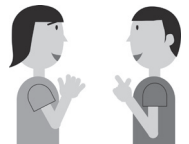
※於下貝塚発掘調査報告書(1992 麻生町教育委員会発行) 麻生町史通史編(2002 麻生町教育委員会発行)を参考にしています。

※海について：当時は現在よりも内海が内陸部に広がっていたため、海と表現しました。

【問】生涯学習課文化・社会教育グループ ☎ 0291-35-2111

## はい、こちら行方市消費生活センター！

### 成年年齢引下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意を！！



約140年ぶりに成年の定義が見直され、民法が改正し2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなります。これにより、18～19歳の若者も法律上は、大人として扱われます。

18歳からは親の同意なしで契約(クレジットカードを作る、携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りるなど)をすることができます。また、10年間有効なパスポートを取得したり、国家資格を取ったりすることが可能となります。しかし、飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルや国民年金の加入義務が生じる年齢は20歳のまま変わりません。

未成年者は、取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟であることから法律で保護されており、親などの法定代理人の同意がない契約については、取り消すことができましたが、大人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの高校・大学在学中の新成人が悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

トラブルにあわないためには、契約に関するさまざまなルールを知ったうえでその契約が必要かどうかをよく考えることが大切です。

何か分からないことがあったり、トラブルにあってしまった場合は一人で悩まず、行方市消費生活センターに相談してください。

— まずはお電話を！ —

【問い合わせ】行方市消費生活センター ☎ 0291-34-6446